

令和8年第6回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年6月22日付を以って、同6月29日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第6回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について

議案第4号 宮中Ⅲ地区地積調査事業に伴う地目認定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の一部訂正について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第7号 鹿嶋市地域計画の変更について

第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 制限除外の農地の移動届について

報告第3号 農地改良に伴う事業完了届について

報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

第5 決議案第1号 令和8年度全国農業新聞の普及推進について

出席委員（13名）

1 番	出 頭 勝 美 君	2 番	笹 本 真由美 君
3 番	清 宮 茂 信 君	5 番	山 本 清 治 君
6 番	大 槻 勝 敏 君	7 番	橋 本 正 君
8 番	今 村 太 一 君	10 番	笠 貫 順 一 君
11 番	野 口 嘉 徳 君	12 番	大 川 喜 美 君
14 番	桐 澤 いづみ 君	15 番	田 口 茂 君
16 番	谷田川 延 秀 君		

欠席委員（1名）

13 番 日向寺 正 志 君

事務局職員出席者（4名）

事務局長兼課長	飯 塚 俊 行
事務局課長補佐	飯 島 優
事務局主幹	出 頭 隆 一
事務局主幹	小 林 優 真

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	寺 下 暢 彦
--------	---------

地籍調査課出席者（1名）

地籍調査課主査	佐 藤 昌 樹
---------	---------

会 議 の 経 過

(開会 午後 3 時 0 1 分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和8年第6回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、13番日向寺正志君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

16番谷田川延秀君、1番出頭勝美君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程3、議案第1号ないし議案第7号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事

由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約80アールでございます。申請地の作付け計画は、ニンニクを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、農用トラック2台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約316アール、貸付地約55アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、軽トラック3台、耕運機1台、トラクター1台、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約359アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1角折地内案件について、7番橋本正君。

7番 はい、7番橋本です。6月26日に現地調査をしてまいりました。議案書の記載のとおり現況はほぼ宅地でした。この一部建物の西側約4割位が耕作放棄地になっている元は畑だった所です。枝番があるわけではないですから本来ならば現況証明願で一部が農地法3条でという少し難しい所ですが、異議はございません。以上です。

議長 ご苦労様でした。

次に番号2平井地内案件について、1番出頭勝美君にお願いします。

1 番 はい、1 番出頭です。2 6 日に現地調査に行つてまいりました。現地は水稲は植わっておりません。ぺんぺん草が生えており刈り取れば水田になるのではないかと思うのでみなさまの慎重審議をお願いいたします。

議 長 次に番号 3 大船津地内案件について、1 6 番谷田川延秀君。

1 6 番 はい、1 6 番谷田川です。2 7 日に現地調査を行いました。現地ですが、全域に葦が生えておりまして水田にはなっておりませんが、これを刈り取つて水田にするという申請でありましてちょっと難しい感じはしますが、特に異議はございません。

議 長 ご苦労様でした。ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

1 6 番 はい、議長。

議 長 1 6 番谷田川延秀君。

1 6 番 1 6 番谷田川です。事務局にお聞きしたいのですが、番号 1 について現況が宅地で登記簿畑というような形ですが、これについて農地法第 3 条の許可申請で特に問題はないのかお伺いいたします。

議 長 事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事 務 局 お答えします。繰り返しになりますが、委員からのご指摘のとおり現況は宅地であり登記地目は畑であります。かつ、半分以上が畑であるという状況から判断し、今回、農地法第 3 条で提出されたものであります。なお、耕作する目的で 3 条申請が出されておりますので、3 条で申請することのほかに特に余地はないかと思ひます。

以上です。

議 長 1 6 番谷田川延秀君。

1 6 番 はい、分かりました。

議 長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第 1 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」番号 1 ないし番号 3 については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

はじめに番号１について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第２種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力エナジーパートナー株式会社への電力受給契約申込書及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和８年３月５日付けで除外されております。

続きまして番号２について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第２種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社の出力制限昨日付ＰＣＳ等「発電所ＩＤ」発行のお知らせ及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和８年６月５日付けで除外されております。

続きまして番号３について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第２種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されて

おり、東京電力パワーグリッド株式会社の出力制限昨日付PCS等「発電所ID」発行のお知らせ及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和8年6月5日付けで除外されております

続きまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、電力小売事業者との電気売買契約書の写し及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和8年6月5日付けで除外されております。

続きまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、電力小売事業者との電気売買契約書の写し及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書の写しが添付されております。地域計画につきましては、令和8年6月5日付けで除外されております。

続きまして番号6について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力エナジーパートナー株式会社への電力受給契約申込書及び東

京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、インターネットバンキングによる取引先金融機関への残高照会の写しが添付されております。地域計画につきましては、令和8年6月5日付けで除外されております。

最後に番号7について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力エナジーパートナー株式会社への電力受給契約申込書及び東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画につきましては、令和8年6月5日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長　　なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

12番大川喜美君。

12番　はい、12番大川です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、6月17日水曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、野口委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主幹の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号7につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　　ここで事務局より説明があります。

議長　　補佐飯島優君。

課長補佐　議案第2号番号5について補足させていただきます。

先ほど第2種農地と説明をしたところですが、改めまして本件農地につきましては、土地改良事業の受益地であることが分かりましたことから、第1種農地の可能性があり、そもそも太陽光発電施設が許可できない農地ということになってしまいますことから、本総会においては、一時保留とし、事業者・土地改良区等と協議、調整後にあらためて報告させていただきます。

議長 ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。

今事務局より説明がありましたが、私も6月26日に現地を見た時にこの場所が土地改良区内なのに何故申請が出たのか質問しようと思っていました。お聞きしたいのですが、番号2、3、6については転用時期が20年なんです、それ以外が永年になっていますけど出来ましたらこの辺の違いを教えてください。

議長 事務局に説明を求めます。

事務局 確かに売買の所有権移転の場合ですと永年が大半であります、一部地上権の設定が今回ございまして通常永年のところだと思っております、こちらの方番号2と番号3は事業者の方の一時的な計画で20年と考えているところの申請であることから議案書の方は20年と記載させていただきました。状況によってはそのまま20年以上時期を更新しまして太陽光発電施設が更新される場合がありますし、その後工事完了後は農地でなくなってしまうことから20年後は別の用途の農地になる可能性もございます。

という形で、未来のことで申し訳ございませんが、20年間というのはあくまでも事業者が設定した期間となっております。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。今飯島補佐から説明があったように売買であれば永年でやるのかなと、地上権設定で賃貸の場合は時限立法にしてやるのかなと思ったのですがその辺が理解できなかったの分かりました。以上です。

議長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号4及び番号6ないし番号7について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申」請番号1ないし番号4及び番号6ないし番号7については、原案のとおり許可することといたします。なお、番号5については保留とし当該農地の状況等を事務局において再度確認し、その結果を改めて報告願います。

議長 次に、議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事務局 議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、願出人より提出された平成9年11月1日撮影の空中写真にて平成9年頃から事務所用地として利用されておりますが、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。本件土地については、農地転用申請がすでに出されており、昭和51年2月2日の鹿島町農業委員会議事録議案第二号農業法第五条の規定による転用目的の所有権移転（貸借権設定）許可申請に対する進達意見決定がされております。

続いて番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、先の番号1に隣接している土地でございます。本件土地も市街化調整区域の農地で、番号1と同様に平成9年頃から事務所用地として利用されており、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、番号1と同じく昭和51年2月2日の鹿島町農業委員会議事録議案第二号農業法第五条の規定による転

用目的の所有権移転（貸借権設定）許可申請に対する進達意見決定がされております。

説明は以上でございます。

議長　　なお、鹿嶋市農業委員会規第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

12番大川喜美君。

12番　はい、12番大川喜美です。議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1及び2につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　　ご苦労様でした。

ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番　はい、議長。

議長　　16番谷田川延秀君。

16番　確認の意味でお聞きしたいのですが、今回の申請は地主さんの申請で事務所を使っている人は別の人ですか。貸借権が設定されているようですけど。

議長　　事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐　説明させていただきます。今回申請のありました2筆の土地につきましては、1件が元々地権者で且つ事務所に利用していた者の親族でございます。その後、事務所利用していた会社が無くなりましたので、その後の相続が発生し現在の土地所有者となっているところでございます。

以上でございます。

16番　はい、議長。

議長　　16番谷田川延秀君。

16番　はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかには何かご質問ご意見ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「現況確認証明願（非農地証明）」番号1及び番号2については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「宮中Ⅲ地区地籍調査事業に伴う地目認定について」を付議いたします。

地籍調査課に説明を求めます。

主査佐藤昌樹君。

主査 地籍調査課の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第4号「宮中Ⅲ地区地籍調査に伴う地目認定について」につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回、提出いたしました宮中Ⅲ地区の範囲ですが、29ページの図をご覧ください。商工会館や鹿島神宮の大鳥居前付近、宮中の墓地付近が範囲となっており、青色に着色した箇所が今回の対象地となります。また、全て市街化区域となります。次に25ページから28ページが今回の対象地の地番となっております。今回、農地から農地以外へ地目変更するものは36件、44筆でございます。全て畑からの地目変更となります。表中の丸付き番号が件数として36件、黄色の網掛けが今回の地目変更の対象となる農地の44筆です。農地以外から農地への地目変更につきましては、該当がございません。調査前の合計面積は、登記面積となりますが、44筆で24,417.56平方メートルとなります。調査後の合計面積は、一部分筆により1筆で364.00平方メートルとなり24,053.56平方メートルの減少となります。なお、当該農地を地目変更したのち、隣接地に合筆して閉鎖となる筆がございます。その経過が分かるよう、合筆先となる農地以外の地番も併せて記載しておりますが、こちらは地目変更対象ではないため網掛けはしておりません。表の記載方法につきまして、①番を例に説明いたします。宮中字広内●●●番●，登記面積48平方メートルは、登記地目は畑ですが、現況が宅地となっているため、宅地へ地目変更したうえで、隣接する●●●

番●へ合筆し、合計263.05平方メートルとなります。また、②番の宮中宇三明神●●●●番●につきましては、畑の一部581平方メートルのうち229.77平方メートルのみが宅地化されており、この宅地部分を仮地番●●●●番●として分筆いたします。その結果、残地となる●●●●番●は畑として364平方メートルが残ることとなります。以降につきましては議案書記載のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。また、こちらの面積につきましては、調査前の面積は登記簿上の面積、調査後は実測となっておりますので、合計は必ずしも一致するものではありませんので補足とさせていただきます。

次に今回照会させていただく土地の一覧図でございます。30ページから35ページまでに先ほどの44筆の全体の位置図となります。地番順ではなく北の方向から順に表示しております。図面中、番号と地番の後ろに、かつこ書きで記入してある地目が、変更後の地目となります。また、30ページ左下の注意書きにありますとおりこの図面は、地籍調査事業の過程で作成した本議案用の参考図でございます。現在、法務局に備え付けの公図とは、地番や区画、形状において相違する箇所がございますので、ご注意ください。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

12番大川喜美君。

12番　はい、12番大川です。議案第4号「宮中Ⅲ地区地籍調査事業に伴う地目認定について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日は、6月17日水曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、野口委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主幹、地籍調査課より佐藤主査と菅谷係長の7名で調査を行いました。調査内容の詳細は、議案書記載のとおりでございます。「宮中Ⅲ地区地籍調査に伴う地目認定について」番号1ないし番号36につきまして地籍調査課からの説明を受け、現況を確認した結果、地籍調査後の地目については、非農地と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　ご苦労様でした。

ただいまの地籍調査課の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第４号については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第４号「宮中Ⅲ地区地籍調査に伴う地目認定について」は、調査後の地目に認定することと決定いたします。

議長 次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の一部訂正について」を付議いたします。

農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

農林課長 議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の一部訂正について」 ご説明いたします

令和８年４月１０日付け、鹿農林第１３２号で意見を求められました農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について令和８年６月１０日付け、鹿農林第１９４号において令和８年４月総会後に利用権の設定期間に誤りが確認されたことから、訂正いたします。

ここで計画の対象ですが、お手持ちの促進計画の資料を参照していただけたらと思います。促進計画番号で行きますと番号１１０番となります。１，対象の内鹿嶋市市大字中字南町●●●●番，地目，田，地積１０２９平方メートル，２，貸付者鹿嶋市大字奈良毛●●●番地●●●●，３，借受者鹿嶋市大字中●●●番地●●●●，４，訂正内容誤）利用権設定年数１０年を正）利用権設定年数９年に訂正の程お願い申し上げます。なお，訂正に至った理由でございますが，令和８年度中の始期，そして令和１８年１２月３１日の終期となっておりまして１０年の利用期間であったのに対しまして，当該筆につきましては令和８年を超えて令和９年２月となっており，そして周期が令和１８年１２月３１日になっているため１０年ではなく９年に変更する

ものでございます。

訂正の程、よろしくお願いいたします。

議長　ご苦労様でした。

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第５号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長　異議なしと認め、議案５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の一部訂正について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長　次に、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

なお、３番清宮茂信君は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長　議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和８年６月１０日付け、鹿嶋市長より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　次に農林水産課に説明を求めます。

農林水産課長寺下暢彦君。

農林課長　議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等計画（案）に対する意見について」ご説明いたし

ます。

今回につきましては、貸借期間6年から10年の土地のみとなっております。まず新規ですが、田について12筆15,362平方メートル、畑について5筆10,513平方メートル、合計17筆25,875平方メートルとなっております。次に再設定ですが、田について32筆42,827平方メートル、畑につきましては無しとなっております合計32筆42,827平方メートルとなっております。これら新規と再設定の合計ですが、田につきましては合計44筆58,189平方メートル、畑につきましては合計5筆の10,513平方メートル、合わせて49筆68,702平方メートルとなっております。40ページをお開き願います。今、議案におきまして利用権設定されている田の面積についてですが、対象区域の地目について、登記上は田となっておりますが、小宮作地区の賃借権者の●●●氏に関しましては、現在はその登記地目の形状のまま転作が行われているのが実態でございます。具体的には水田における稲作ではなく、乾田直播による稲作や転作により大豆や甘藷の作付けに供されております。一見すると畑のようになっておりますが、促進計画上は地目に基づき田として集計されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

ただいま、議案第6号については審議終了いたしましたので、3番清宮茂信君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、議案第7号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。

農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

農林課長 議案第7号「地域計画の変更について」ご説明いたします。

今回変更される地域計画のは、記載の5地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。まず、鹿島1地区ですが、田0.02ヘクタールを減少し、区域内面積を195.3ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、地区におきまして農地転用の事案が生じたためでございます。43ページをお開き願います。表のナンバー1とナンバー2の内容となっており、鹿島1地区におきましては明石地内での資材置き場およびナンバー2につきましては、小宮作地内での集会所が転用目的となっております。

次に大野3地区ですが、畑0.14ヘクタールを減少し、区域内面積を230.9ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。43ページをお開き願います。表のナンバー3とナンバー4の内容となっており、大野3地区におきましては荒野地内での自己用住宅および小山地内での農家住宅が転用目的となっております。

次に大野4地区ですが、畑0.03ヘクタールを減少し、区域内面積を303.0ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。43ページをお開き願います。表のナンバー5の内容となっており、大野4地区におきましては武井地内での自己用住宅が転用目的となっております。

次に大野5地区ですが、田0.11ヘクタールを減少し、区域内面積を305.5ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも同様に農地転用の事案が生じたためでございます。43ページをお開き願います。表のナンバー6の内容となっており、大野5地区におきましては和地内での太陽光発電施設の設置が転用目的となっております。

次に大野6地区ですが、畑0.15ヘクタールを減少し、区域内面積を248.6ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも同様に農地転用の事案が生じたためでございます。43ページをお開き願います。表のナンバー7内容となっており、大野6地区におきましては中地内での太陽光発電施設の設置が転用目的となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　　ご苦労様でした。

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長　　異議なしと認め、議案7号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長　　続いて、日程第4報告第1号ないし報告第6号についてであります。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、ないし報告第6号「農用地利用集積等促進計画の認可について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議長　　続いて、日程第5決議案第1号「令和8年度全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議」についてを付議します。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐　決議案第1号「令和8年度全国農業新聞の普及推進について」ご説明いたします。

茨城県農業会議より送付された内容を要約して説明します。令和8年度農業委員会会長・事務局長会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり1部以上の新規購読者の確保をお願いしております。農業委員会が行う情報提供活動は、農業委員会等に関する法律第6条3項2号「農業一般に関する調査及び情報の提供」として、農業委員会の重要な業務として位置づけられています。情報提供活動のツールとして、全国農業会議所が発行する全国農業新聞、全国農業図書、市町村農業委員会が発行する農業委員会だより等を活用し、農業者等への情報提供活動を行っています。総会等で普及推進に関する申し合わせ決議の採択をお願いします。

議長　　ご苦労様でした。

今年度の目標購読部数は、12部増の59部ということです。複数部数を購読いただいている委員さんもおられます。大変ありがとうございます。引き続き友人やお知り合いの方への勧誘をよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

決議案第1号については、原案のとおり決議することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、決議案1号「令和8年度全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議」については、決議文のとおり本日令和8年6月29日に、鹿嶋市農業委員会において決議することと決定いたします。

議 長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第6回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時54分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人
